

(写)

4 消安第 2457 号

令和 4 年 8 月 16 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について

家畜の遠隔診療については「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3 消安第 4800 号令和 3 年 12 月 15 日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、積極的に活用するための留意事項を示したところです。このことを踏まえ、今般、獣医師の診断に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱について、下記のとおり改めて整理したので関係者に周知願います。

記

- 1 家畜の動物用医薬品の使用については、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 18 条の
(1) 獣医師の診察により、獣医師自らが家畜に使用する
(2) 獣医師の診察により、当該獣医師が調剤等した動物用医薬品を、家畜の所有者が自己の所有する家畜に使用する
(3) 獣医師の診察に基づく指示により、家畜の所有者が、動物用医薬品販売店から動物用医薬品を購入・郵送し、自己の所有する家畜に使用する
といった形態が一般的である。また、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 5 条に基づき診療施設を管理する獣医師が、離島等に具備した当該診療施設の複数の貯蔵設備を管理し、遠隔診療の後、当該貯蔵設備から動物用医薬品を指示・処方する事例がある。
- 2 また、①家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師である等といった理由から定期的な指導を行っている場合や、②過去の群内の事故発生率や繁殖成績等を獣医師が正確に把握できている場合などにおいて、当該獣医師は、当該農場での家畜の診療に必要な動物用医薬品の量と期間が予見できる場合がある。
当該獣医師は、動物用医薬品の適正な使用に必要な事項について注意及び指導を行った上で、家畜の所有者に対して予め動物用医薬品を指示・処方することがある。この場合においても、消費者からの国産畜産物への信頼確保の観点から、家畜の所有者は、症状の経過等に応じて、動物用医薬品を使用する際には、改めて獣医師の診断を求めるといった動物用医薬品の慎重使用に努めている。
- 3 なお、家畜の所有者は国産畜産物への信頼確保のみならず、農場経営の実態把握のためにも生産資材のひとつである動物用医薬品の在庫管理を当然に行っているが、先述の飼養衛生管理基準においても記録の作成及び保管として「投薬その他の措置の状況」が対象となっている。
また、獣医師は予め診断等した場合と、改めて診断を行った場合の両方について診療簿へ記載している。これらによって動物用医薬品の使用履歴等の明確化も可能となっている。